

「令和2年 職員の給与（月例給関係）に関する報告」の要点

令和2年11月13日
広島市人事委員会

《今回のポイント》

* 月例給の改定なし

- 本市職員の給与と民間給与との較差（▲138円（▲0.04%））は小さく、おおむね均衡していることから、給料表又は諸手当の改定を見送ること。

1 公民較差（月例給）

民間給与①	本市職員の給与②	較差①-②（ $\frac{①-②}{②} \times 100$ ）
380,806円	380,944円	▲138円（▲0.04%）

2 月例給に関する給与改定の考え方と内容

本市においては行政職給料表適用職員（保育士及び本年度の新規学卒の採用者を除く。）、本市内民間事業所においてはこれと類似すると認められる事務・技術関係職種の従業員について、主な給与決定要素である役職段階、学歴及び年齢を同じくする者同士の本年4月分の給与額を対比させ、比較した。

- 本市職員の給与が民間給与を上回る。（公民較差 ▲138円（▲0.04%））
- 民間給与との較差は小さく、おおむね均衡していることから、給料表又は諸手当の改定を見送ることが適当である。

【参考】

1 職員の給与等に関する報告及び勧告（令和2年10月28日勧告）の概要

- 期末・勤勉手当の引下げ（▲0.05月分）

2 人事院報告及び勧告の概要

- 月例給の改定なし（公民較差 ▲164円（▲0.04%））（令和2年10月28日報告）
- 期末・勤勉手当の引下げ（▲0.05月分）（令和2年10月7日勧告）